

**瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピーの使用について**

　平成２８年度、広島県の中山間地域未来創造支援事業において、地域のみなさんで構成する「生口島の未来を語る会」においてワークショップを開催し、尾道市瀬戸田地域の特産品（農林水産物、加工商品等）のブランドイメージを高めることを目的とした瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピーが完成しました。

なお、ブランドシンボルマークを使用される場合は、事前の申請及び承認が必要となります。

■申請について

「瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプトコピー使用取扱要綱をお読みの上、申請

書を瀬戸田支所しまおこし課へ提出して下さい。

　提出書類

　（1）申請書（様式第１号）

　（2）企画書（事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの）

　（3）その他市長が必要と認めるもの

■使用料について

　シンボルマーク等の使用料は、無料です。

■使用承認の要件

　次のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用を許諾いたしません。

　（1）シンボルマーク等の使用に伴い、尾道市の信用若しくは品位を害すると認められる

場合又はそのおそれがある場合

　（2）シンボルマーク等を使用しようとする事業の内容が、法令若しくは公序良俗に反す

る場合又はそのおそれがある場合

　（3）シンボルマーク等が政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場

合

　（4）シンボルマーク等が青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合

　（5）シンボルマーク等の使用によって誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合

　（6）特定の個人若しくは団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独

占的に使用されるおそれがある場合

　（7）品質、性能等について公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当

該認定等が得られていない場合

　（8）尾道市暴力団排除条例（平成２４年条例第１３号）第２条第１号に規定する暴力団

又は同条第３号に規定する暴力団員等が使用するおそれがある場合

　（9）その他承認することが不適切と認められる場合

■完成品の提出

　承認後、シンボルマーク等を使用した商品等については、完成後速やかに１部（１商品等）を瀬戸田支所しまおこし課へ提出して下さい。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもって代えることができます。

■瀬戸田ブランドシンボルマーク及びコンセプト使用の流れ

完成品の提出

利用開始

製造・生産等

使用承認通知

受付

審査

使用承認申請書

使用取扱要綱の内容の確認

使用者

使用者

尾道市

尾道市

使用者

使用者

尾道市

使用者

尾道市

　※申請内容や受付状況によっては承認通知までの期間がかかることがあります。

　※必ず使用承認通知を受けてからの製造等を行って下さい。事前に製造等はしないこと。

　※申請内容によっては、デザイン等の変更や修正をしていただく場合があります。

　※申請内容によっては、利用承認をお断りする場合や利用条件を付す場合があります。